

福岡女子短期大学専攻科規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡女子短期大学学則（以下「学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、福岡女子短期大学専攻科（以下「専攻科」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専攻及び学生定員)

第2条 専攻科に置く専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
健康栄養専攻	10人	10人
文化教養専攻	20	20
音楽専攻	30	30

(修業年限)

第3条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第4条 学生は、2年を超えて在学することができない。

(入学資格)

第5条 専攻科の第1年次に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者又はそれと同等以上の学力のある者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(教育課程及び履修方法等)

第6条 専攻科の授業科目及び単位数並びに履修方法等は、別表第1のとおりとする。

(修了の要件及び認定)

第7条 専攻科に第3条に規定する修業年数以上在学し、所定の授業科目を履修し、合計26単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了書を授与する。

(検定料等の額)

第8条 専攻科の入学検定料、入学料及び授業料等の額は、別表第2のとおりとする。

(準用)

第9条 学則第9条から第11条、第14条、第16条から第18条、第22条から第27条、第30条、第31条、第35条、第39条から第41条、第43条、第44条、第47条、第48条、第50条及び第51条までの規定は、専攻科の学生に準用する。この場合において、第23条第2項中、「2年以内」は、「1年以内」と読み替えるものとする。

附 則（平成 11 年 3 月 17 日）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 5 月 19 日）

- 1 この規則は、平成 12 年 5 月 29 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 5 日）

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 3 月 4 日）

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 5 月 19 日）

この規則は、平成 16 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 2 月 13 日）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 1 月 25 日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 26 日）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の別表第 1（第 6 条関係）について施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 22 日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 32 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の別表 2（第 8 条関係）について適用日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日）

- 1 この規則は、令和 2 年 3 月 19 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の別表 2（第 8 条関係）について適用日前に入学した学生については、なお従前の例による。